

報道関係者各位

大阪府茨木市

介護保険システム障害による高額介護サービス費の算定誤りについて

標記について、下記のとおり、高額介護サービス費の算定誤りによる支給額不足が判明しました。

本市といたしましては、このような事態を招いたことを重く受け止め、本事案の速やかな対応に取り組むとともに今後の再発防止に努めてまいります。

記

1 概要

介護保険制度では、世帯における1か月の介護保険サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、その超えた分について支給する制度（以下「高額介護サービス費」といいます。）があります。

このたび、介護保険システムによる算定において、公費負担医療対象者（難病患者に対する特定医療費の支給等）が、公費負担医療の対象となる介護保険サービス（訪問看護等）を利用した際に、利用者負担額を含めず算定していたため、高額介護サービス費の支給額に不足が生じました。

2 経緯及び原因

厚生労働省（令和3年12月23日付け事務連絡）から、公費負担医療対象者の高額介護サービス費にかかる算定事務を確認するよう通知があり、調査を行った結果、本市においてもシステムによる算定に誤りがあることが判明しました。なお、厚生労働省の調査結果では、全国の3分の2程度の保険者において、同様の事例が確認されています。

3 対象（見込み）

- | | |
|----------|----------|
| (1) 対象者数 | 約 50 人 |
| (2) 金額 | 約 100 万円 |

※対象期間は介護保険法第200条の規定により2年間となります。人数及び金額は概算であり、改修後のシステムによる再計算で確定します。

4 今後の対応

6月中を目途にシステム改修を行い、対象者及び金額が確定次第、速やかに追加支給を行います。対象者にはお詫びと追加支給についての案内を送付します。